

## 役員報酬等規程

社会福祉法人一羊会

### (目的)

第1条 この規程は社会福祉法人一羊会の役員の報酬等について定める。

### (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、役員の職務執行の対価として支払われる。

### (理事会の出席報酬等)

第3条 理事長、理事及び監事が理事会に出席したときは、理事会出席に関わる報酬として別表に定めた額を理事会ごとに支給することができる。

### (役員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会以外の日において、法人及び事業所運営のために業務にあたった場合は、時給1,500円を支給することができる。

2 理事及び監事が理事会以外の日において、法人及び事業所運営のために業務にあたった場合は別表に定めた額を支給することができる。但し1人あたり年間報酬額は、第3条の理事会の出席報酬も合算して、200,000円を超えない範囲とする。なお、費用弁償分については報酬等に含まれない。

### (出張旅費)

第5条 役員が、法人業務のため出張する場合は、第4条に定める報酬のほか、旅費等として、交通費・宿泊費・食費の実費を支給することができる。

### (適用除外)

第6条 法人職員と役員を兼務し、職員としての給与が支給されている者については、この規程を適用しない。

### (改正)

第7条 本規定の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、2017年 4月 1日より適用する。

2019年6月20日一部改正

役員報酬規程別表

理事会等会議への出席、その他法人・事業所運営のために業務にあたった場合	1日につき6,000円
決算監査 定期監査	1回につき25,000円
随時監査	1回1事業所につき6,000円 但し、グループホームについては 1ホーム2,000円とする